

大田区子ども・子育て会議条例施行規則

平成25年5月31日

規則第92号

改正 平成27年3月26日

規則第33号

改正 令和元年5月31日

規則第4号

(趣旨)

第1条 この規則は、大田区子ども・子育て会議条例(平成25年条例第43号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 条例第3条に規定する区長が委嘱する委員は、次に掲げる者とする。

- (1) 学識経験者 1名以内
- (2) 区民 1名以内
- (3) 子どもの保護者 1名以内
- (4) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者 4名以内
- (5) 区内関係団体の推薦を受けた者 6名以内
- (6) 区議会議員 2名以内

(部会)

第3条 子育て会議には、所掌事項を分掌して調査審議を行わせるため、部会を置くことができる。

(庶務)

第4条 子育て会議及び部会の庶務は、こども家庭部子育て支援課が処理する。

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

付 則

この規則は、平成25年6月1日から施行する。

付 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

この規則は、令和元年5月31日から施行する。